

令和7年6月23日

令和7年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 令和6年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は18件、契約金額は10億68百万円となった。このうち、競争性のある契約は14件（77.8%）、10億38百万円（97.2%）、競争性のない随意契約は4件（22.2%）、30百万円（2.8%）となった。

競争性のない随意契約4件は、特定の者からでなければ調達することができない案件（情報システム関係3件、会計監査業務1件）であった。

表1 令和6年度の信用基金の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	(61.1%) 11	(72.0%) 4.49	(55.6%) 10	(94.1%) 10.04	(△9.1%) △1	(123.5%) 5.55
企画競争	(22.2%) 4	(14.1%) 0.88	(22.2%) 4	(3.1%) 0.33	(0.0%) 0	(△62.3%) △0.55
競争性のある 契約（小計）	(83.3%) 15	(86.1%) 5.38	(77.8%) 14	(97.2%) 10.38	(△6.7%) △1	(93.0%) 5.00
競争性のない 随意契約	(16.7%) 3	(13.9%) 0.87	(22.2%) 4	(2.8%) 0.30	(33.3%) 1	(△65.7%) △0.57
合計	(100.0%) 18	(100.0%) 6.24	(100.0%) 18	(100.0%) 10.68	(0.0%) 0	(71.0%) 4.43

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）比較増△減の（ ）書きは、令和6年度の対5年度伸率である。

(2) 令和6年度に1者応札・1者応募となった契約案件はなかった（表2）。

表2 令和6年度の信用基金の1者応札・1者応募の状況

（単位：件、億円）

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	15 (100.0%)	5.38 (100.0%)	14 (100.0%)	10.38 (100.0%)	△1 (△6.7%)	5.00 (93.0%)
	0 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0 (0.0%)	0.00 (0.0%)
1者以下	0 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0 (0.0%)	0.00 (0.0%)
	15 (100.0%)	5.38 (100.0%)	14 (100.0%)	10.38 (100.0%)	△1 (△6.7%)	5.00 (93.0%)

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）合計欄は、一般競争入札等（一般競争入札及び企画競争）を行った計数である。

（注3）比較増△減の（ ）書きは、令和6年度の対5年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

(1) 一般競争入札等の着実な実施

真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等（一般競争入札及び企画競争）の競争性のある契約の締結に努め、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施する。

(2) 1者応札・1者応募の改善の取組

これまで、1者応札・1者応募の抑制に向けて、事前公表による入札準備期間の確保、公告期間の十分な確保、応募条件や仕様書内容の見直し、積極的な競争参加者の掘り起こしなど、契約案件による特性に配慮しながら、多角的な取組を実施してきた。さらに、競争性を高めるため、入札時期の前倒しに加え、増加傾向にある情報システム関係の仕様書について、プロジェクト推進組織（PJMO）支援業者や情報統括責任者（CIO）補佐官の助言を活用した作成などの措置を講じてきた。

令和7年度においても、これらの取組を継続するとともに、インターネットの活用や業者からの情報収集の強化などによる潜在的応札者の発掘に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 競争性を確保した入札の実施

契約担当部署は、調達の競争性を確保するため、市場価格・業界動向に関する情報収集や情報提供依頼（RFI）を実施する。また、過去の落札データや公的機関が提供する資料を活用し、仕様書の要件の精査、入札要件における不要な要件の削除により納入業者の限定を防ぐ仕様書の見直しを行い、より多くの事業者が応札できる環境を整える。

(2) 契約事務に関する内部チェックの強化

総務課は、適正な契約方法の実施や競争性を確保した調達に努めるため、個別の契約案件について、事前に担当部署からヒアリングを行い、内容及び調達に至るまでのスケジュールのチェックを行うとともに、複数の者が確実に入札することが確認できない場合は、すぐに当該契約の手続きの中断を指示し、複数の者が確実に入札することが確認できるまで当該契約の手続きを進めることを認めない。また、公告期間中において、複数の者が確実に入札に参加することになっているか確認を行う。

(3) 隨意契約の厳正な審査

契約審査委員会は、やむを得ず随意契約を締結する場合においては、事前に審査を実施し、その必要性や合理性を精査する。

具体的には、競争性のある調達手続の実施が可能かを検討し、可能な場合は随意契約以外の契約方式への変更を検討する。これにより、契約審査の透明性を向上させ、適正な調達を確保する。

さらに、随意契約の価格妥当性を担保するため、複数の業者からの見積り取得を基本とし、適正な価格形成に努める。

(4) 個々の契約案件の事後点検及び改善状況のフォローアップ

契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価に係る点検を行うとともに、上記（3）の契約審査委員会が審査を行った競争性のない随意契約や1者応札・1者応募となった契約案件を中心に個々の案件の事後点検を行う。また、その事後点検を踏まえた契約案件の改善状況のフォローアップを行う。

4. 自己評価の実施方法

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として事業年度終了後に実施し、主務大臣の評価を受ける。この主務大臣による評価結果をその後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 調達等合理化の推進体制

(1) 契約審査委員会

- 委員長 総括理事（総務担当）
- 構成員 総務担当理事、財務会計担当理事、総括調整役、参事
(情報システム関係については、C I O補佐官、企画調整室 I T活用課長が参加)
- 事務局 総務経理部総務課

(2) 契約監視委員会

- 委員長 委員の互選により選任
- 構成員 監事、外部有識者
- 事務局 総務経理部総務課、監理室